

(延寶三年) 卯三月 日

三九 御印之儀に付觸

御前之御印章之外、役所々々等に有之印之儀、向後御印と申間敷旨被仰出候條、可被得其意候。以上。

(延寶六年) 十二月廿七日

横山左衛門  
奥村因幡  
前田對馬  
本多安房

四〇 諸給人百姓と懸合之儀觸

爲御意急度申入候。三ヶ國改作地村々々、諸給人中より下代等遣之申間敷候。滯儀於有之は、其手合へ改作御奉行迄可申斷候。向後改作地々、下代共遣之候給人有之候は、百姓方より急度可申上旨被仰付候間、右之趣被得其意、御家中一統に可被相觸旨被仰出候。以上。

承應三年七月廿九日

奥村因幡  
津田玄蕃

前田三左衛門殿  
本多安房殿

前田對馬殿

長九郎左衛門殿

奥村河内殿

横山左衛門殿

小幡宮内殿

三ヶ國御改作知村々々、諸給人中より下代等遣之申間敷候。滯儀於有之は、其手合之改作御奉行迄可申斷候。向後改作地々下代等遣之候給人於有之は、百姓方より急速可申上旨被仰出由、津田玄蕃・奥村因幡方より申來候。被得其意、組中急度可被申渡候。以上。

八月初日

横山左衛門  
奥村河内  
小幡宮内  
長九郎左衛門  
本多安房

小 松

前田 三左衛門

最前被仰出候通、給人より百姓方々人遣申間敷候。又百姓より如何様之儀斷候共、取持申間敷候。收納方滯儀候は、改作裁許人々可相斷旨、重て今度被仰出、則御郡中々御横目出申候間、御組中急度可被仰觸候。恐惶謹言。

八月八日

岡嶋 五兵衛  
津田 宇右衛門

本多安房様  
長九郎左衛門様  
横山左衛門様  
前田對馬様  
奥村河内様  
奥村因幡様

覺

一、先年御領國中改作被仰付刻、百姓等々かし物有之候て

は、すゑの考なくむざとかり請、つかひすて、剩年貢等令未進付而、金銀米錢かし申儀、彌御停止之事。  
一、賣物に仕なし、月をのべ品をかへかし申儀無用之事。  
一、如跡々百姓之公事沙汰或訴訟之儀、給人堅取持申間敷候。給人より百姓方々直々に人を遣、催促之儀無用に候。若收納米滯儀於有之は、算用場々可及斷事。  
右之通被仰出候間、向後彌違背有之間敷者也。

寛文六年十一月

從跡々被仰出、御分國中在々百姓々かし物堅御停止之處、今以密々かし物有之由相立御耳候。向後之儀、かり候もの内にて、於申出は御褒美可被下之旨被仰出候。勿論かし主可爲曲事候之條、彌以在々百姓中々申觸候。其御心得候而、御家來中々急度可有御申渡候。恐々謹言。

(寛文九年) 酉閏十月十七日

爲御意急度申入候。三ヶ國改作地村々々——前に同じ。  
月 日